

議案第32号

葛飾区特別工業地区建築条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年 2月17日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正に伴い、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区特別工業地区建築条例の一部を改正する条例

葛飾区特別工業地区建築条例（平成16年葛飾区条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「区長」を「葛飾区長（以下「区長」という。）」に改める。

第6条第1項第1号中「第8項まで」を「第9項まで」に、「令第136条の2の4第1項第2号」を「令第136条の2の5第1項第2号」に改める。

第8条中「一に」を「いずれかに」に改める。

別表第1ス中「かま」を「窯」に改める。

別表第2第1号イ中「かわら」を「瓦」に改め、同表第2号中「第1号から第6号までに規定する営業」を「第1号から第3号までに規定する営業又は同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業」に改める。

付 則

この条例は、平成28年6月23日から施行する。